



金沢市公報

第3189号

令和7年(2025年)8月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●告 示

○令和5年告示第130号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部改正について

(デジタル政策課) 1

○令和5年告示第131号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部改正について

(") 1

●公 告

○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について (建築指導課) 1

○開発行為に関する工事の完了について (") 2

●監査公表

○監査公表（第11号・第12号） (監査事務局) 2

告 示

●金沢市告示第256号

令和5年告示第130号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部を次のように改正します。

令和7年8月12日

金沢市長 村 山 卓

表に次のように加える。

給排水設備工事申請受付システム	https://www.k-kanazawa-koujishinsei.jp/knz/login
-----------------	---

●金沢市告示第257号

令和5年告示第131号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について）の一部を次のように改正します。

令和7年8月12日

金沢市長 村 山 卓

表に次のように加える。

給排水設備工事申請受付システム	https://www.k-kanazawa-koujishinsei.jp/knz/login
-----------------	---

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和7年8月12日

金沢市長 村 山 卓

廃止した道路の位置等

金沢市公報

指定番号	指定廃止の年月日	廃止した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第135号	令和7年7月17日	金沢市藤江北2丁目70番	39.0	4.00
第611号	令和7年7月22日	金沢市八日市出町76番	33.7	4.30
第774号	令和7年7月25日	金沢市菊川1丁目138番3、138番4、138番6及び138番7	7.40	4.00

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月12日

金沢市長 村山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市二日市町へ133番1	金沢市法光寺町181番地（リオグランデ・103号） 和田 哲夫	
金沢市観音堂町チ69番1から69番4まで 及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市保古2丁目61番地 株式会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市観音堂町チ69番4及び金沢市所管の法定外公共物の一部

監査公表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年8月12日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

1 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月18日
- (2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和6年8月21日（令和6年監査公表第11号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった消防用設備の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>課名</td> <td>監査対象箇所</td> </tr> <tr> <td>文化政策課</td> <td>金沢歌劇座</td> </tr> </tbody> </table>	課名	監査対象箇所	文化政策課	金沢歌劇座	
課名	監査対象箇所				
文化政策課	金沢歌劇座				

<p>消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">課名</td><td style="width: 50%;">監査対象箇所</td></tr> <tr> <td>文化政策課</td><td>金沢歌劇座</td></tr> </table>	課名	監査対象箇所	文化政策課	金沢歌劇座	<p>指摘のあった消防査察時の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課名	監査対象箇所				
文化政策課	金沢歌劇座				

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年8月12日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月8日
- (2) 措置を講じた局等 総務局監理課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>最低制限価格の設定根拠の明確化 意見04（45ページ、54ページ、55ページ、57ページ）</p> <p>最低制限価格の設定は、20種類の契約の中から最低制限価格の設定が可能な契約に該当するかどうかを検討し（金沢市契約規則第15条第1項）、契約の種類に応じ、4つの規定から予定価格に対する割合を選択し決定する（金沢市契約規則第15条第2項）。このように、最低制限価格の設定に当たっては、複雑な判断が必要であり、また、最低制限価格の設定を誤るようなことがあれば、入札手続にも重大な影響を及ぼす。そのため、最低制限価格を設定する契約を執行する際は、その設定根拠となる条文を執行時に記載するなど、事務誤りを予防する措置を講じる必要がある。</p>	<p>令和7年4月から、支出負担行為同に添付する概要書に最低制限価格の設定根拠となる条項を記載する運用に変更し、各課に周知した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月10日
- (2) 措置を講じた局等 市民局保険年金課
福祉健康局介護保険課
こども未来局子育て支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日（令和6年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
府内連絡会において共有された情報の活用 意見01（13ページ） 府内連絡会において共有された情報を適切に活用することで、債権回収を有効かつ効率的に実施する必要がある。	府内連絡会を通じて共有された他課における債権回収等の取り組みについて、有効なものは積極的に活用し、これまで以上に債権回収を有効かつ効率的に実施することとした。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月10日
 (2) 措置を講じた局等 都市政策局交通政策課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
金沢MaaSコンソーシアムの情報開示 意見03（43ページ） 令和6年度から正会員より会費を徴収する予定であり、金沢MaaSコンソーシアム全体の予算額や決算額を開示する予定とのことであるが、単に個別事業単位での予算額及び決算額並びに事務費の予算額及び決算額を合計した収支報告を行うのではなく、事務費について勘定科目に細分化した形で収支報告を行う必要がある。	令和6年度収支決算及び令和7年度収支予算から、予算額及び決算額を勘定科目に細分化することとし、令和7年度総会において収支報告を行った。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月11日
 (2) 措置を講じた局等 環境局ごみ減量推進課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
情報資産台帳の作成漏れ 意見28（108ページ） 情報資産台帳の作成漏れがあったことから、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新の必要性に配意し、情報資産台帳を適時に更新する必要がある。	情報資産台帳に記載されていなかったハードウェアの情報を追加し、情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制図を新たに作成した。 また、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新について複数人で確認するなど、管理体制を強化するとともに、情報資産台帳を適時に更新することとした。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月11日
 (2) 措置を講じた局等 教育委員会市立工業高等学校
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>管理者 ID の管理 指摘03 (111ページ)</p> <p>旧校長 ID は、実情として他の管理者権限を管理（追加削除）するための管理者としての役割があるため残してあるとのことである。しかし、強大な権限を有する管理者 ID について、実際の使用者と付与された者が異なるのは、情報セキュリティ上問題があることから、旧校長 ID の名称を実際の使用者に合わせたものに修正する必要がある。</p>	旧校長 ID の名称を、実際の使用者に合わせて管理者 ID とした。
<p>予備機の管理 意見29 (111ページ)</p> <p>端末の修理等管理一覧表を閲覧したところ、令和6年度に入り、「充電されない」「液晶タッチパネルが反応しない」「OS が起動しない」といった不具合が散見されているようである。また、故障した端末が修理されなかつた原因として、「保証期間切れにより修理できない」というものがあった。生徒用端末は同時期に同一の製品を導入しており、製造ロットが同一かどうかは不明であるが、一定の時期において、同時に複数の端末に不具合が生じる可能性がある。予備機の必要台数を整理し、業務に支障がないように台数を確保しておく必要がある。</p>	生徒用端末の予備機の必要台数を整理し、授業に支障がないように台数を確保するため、令和7年度から修理費用にかかる予算措置を講じた。
<p>情報資産台帳の作成漏れ 意見30 (112ページ)</p> <p>情報資産台帳の作成誤りがあったことから、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新の必要性に配意し、情報資産台帳を適時に更新する必要がある。</p>	<p>情報資産台帳に記載されていなかったハードウェアの情報を追加した。</p> <p>また、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新について複数人で確認するなど、管理体制を強化するとともに、情報資産台帳を適時に更新することとした。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月15日
 (2) 措置を講じた局等 福祉健康局介護保険課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日（令和6年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>引用する条項の誤り 意見27 (104ページ)</p> <p>例えば、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項の規定により、その例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定に基づく預金調査を適正且つ効率的に実施するため、必要な事項を定める」というように、「金沢市介護保険料の滞納者</p>	効率的・効果的な滞納整理事務を実施するため、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」と「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」を一本化し、法令等の引用誤りを修正するとともに実際の事務と整合した「滞納整理事務の手引き」を新たに作成した。

に対する預金調査実施要領」を修正する必要がある。

訪問催告に関する要領と実際の事務の乖離

意見29（105ページ）

「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」に規定する訪問催告計画立案の必要性を改めて検討し、必要がない場合は、「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」の規定を実際の事務と整合するよう改定する必要がある。

効率的・効果的な滞納整理事務を実施するため、「金沢市介護保険料の滞納者に対する預金調査実施要領」と「金沢市介護保険料の滞納者に対する訪問催告実施要領」を一本化し、法令等の引用誤りを修正するとともに実際の事務と整合した「滞納整理事務の手引き」を新たに作成した。